総 行 安 第 47 号 令和 4 年 10 月 18 日

関係県総務部長 殿 (安全衛生担当課・市区町村担当課扱い)

> 総務省自治行政局公務員部 安全厚生推進室長 (公印省略)

令和4年台風14号及び15号による災害復旧業務に従事する職員の 健康管理・安全衛生について

この度の令和4年台風14号及び15号により被災された地方公共団体におかれては、 一日も早い復旧等に向けて多大な御尽力をされていると承知しています。

災害対応や復旧・復興業務に従事する職員は、十分な休養を取得できないことなどにより、心身の負担が過度となりメンタルヘルスに不調をきたすことが懸念されます。このため、下記のとおり、地方公務員共済組合(以下「共済組合」という。)が職員等向けに設置しているメンタルヘルス等に係る相談窓口の活用について職員に周知していただくとともに、(一財)地方公務員安全衛生推進協会(以下「安衛協」という。)が各地方公共団体の職員(他の地方公共団体からの応援職員を含む。)や人事・安全衛生等担当者を対象に実施している各種メンタルヘルス対策事業について積極的に御活用いただきますようお願いいたします。

なお、職員の健康管理・安全衛生については、各任命権者において既に十分に御配慮 されていることと存じますが、今後とも、交代制による休養の取得など、特に災害対応 や復旧・復興業務に従事する職員の勤務環境に十分に御留意いただきますようお願い いたします。

併せて、貴県内の関係市町村及び一部事務組合等にも、この旨周知されるようお願いします。

- (1) 各共済組合のメンタルヘルス等に係る相談窓口 (職員向け) ※1
 - ① 地方職員共済組合(県職員)

地共済こころの健康相談窓口 (電話・WEB・面談カウンセリング)

<URL> https://www.chikyosai.or.jp/division/welfare/call/03.html

〈TEL〉電話カウンセリング専用:0120-7832-24 (24時間年中無休)

面談予約専用:0120-7834-12 (月~金:9時~21時、土:9時~16時、 日曜・祝日・12/31~1/3を除く)

- ② 各県の市町村職員共済組合(市町村職員) 別紙1をご覧ください。
- (2) 安衛協による各種メンタルヘルス対策事業(①は職員向け、②③は主に人事担当者・安全衛生担当者・福利厚生担当者向け)
 - ① メンタルヘルス対策支援専門員派遣事業*2 (各地方公共団体に臨床心理士等を派遣)<uRL> http://www.jalsha.or.jp/schd/schd07-3<TEL> 当該事業に関する問い合わせ:03-3230-2021 (安衛協企画課)
 - ② メンタルヘルス対策サポート推進事業**3(電話・メール等により実務面をサポート) 〈URL〉http://www.jalsha.or.jp/schd/schd08

<TEL> 当該事業に関する問い合わせ:03-3230-2021 (安衛協企画課) 電話相談受付専用:03-5213-4310 (原則月曜・木曜の10時~16時(12時~ 13時を除く)、祝日・年末年始を除く)

③ 安衛協が主催する各種研修会・セミナー等

<URL> http://www.jalsha.or.jp/schd/schd01

〈TEL〉当該事業に関する問い合わせ:03-3230-2021 (安衛協研修課)

- ※1 各共済組合の相談窓口については、組合員(職員)のみならず、配偶者や被扶養者の方が利用できる場合もありますので、御利用の際には、あらかじめ各共済組合に御確認ください。
- ※2 令和4年度メンタルヘルス対策支援専門員派遣事業については、令和4年3月25日付け安衛推協第54号安衛協理事長通知(別紙2参照)により各地方公共団体に通知しています。
- ※3 令和4年度メンタルヘルス対策サポート推進事業については、令和4年4月1日 付け地基メ第2号・安衛推協第69号地方公務員災害補償基金理事長及び安衛協理事 長通知(別紙3参照)により各地方公共団体に通知しています。

(連絡先)

安全厚生推進室安全厚生係

担 当:板垣、宮﨑

TEL:03-5253-5560 (直通)

E-mail: anzenkousei01@soumu.go.jp

各共済組合のメンタルヘルス等に係る相談窓口(職員向け)

共済組合名	相談窓口
静岡県市町村職員	○電話健康相談メンタルヘルスカウンセリング
共済組合	https://www.shizuoka-kyosai.or.jp/mlogin/
	※ログインのためにはユーザーIDとパスワードが必要となります。
山口県市町村職員	<u>〇メンタルヘルス相談</u>
共済組合	https://kyosai-yamaguchi.jp/kyousai/hoken.html
	※組合員の心の健康支援を目的として、県内の契約相談機関で専門の医師・カウンセラー
	より、無料でカウンセリングを受けることができます。
	※相談を受けられる者は、組合員のみとなります。
高知県市町村職員	<u>〇こころの健康相談</u>
共済組合	※オンライン面談サービス
	・臨床心理士など心理カウンセラーが対応します。
	・予約方法 (電話予約受付)
	月~金 9:00~21:00、土曜 9:00~16:00(日曜・祝日・12/31~1/3 を除く)
	※こころの健康相談
	・臨床心理士などの心理カウンセラーによる電話・Web・面談カウンセリングをご提供い
	たします。
	・ご本人と配偶者およびそのいずれかの被扶養者の方々がご利用いただけます。(同居の
	ご家族であれば利用可能)
福岡県市町村職員	<u>〇こころとからだの相談</u>
共済組合 	https://www.fukuoka-kyosai.jp/fukushi/kokoro.html
	※対象者は組合員とそのご家族です。
	※状況に応じて、電話または WEB でご相談ください。
# **	※ご相談は365日·24時間お受けしています。
佐賀県市町村職員	<u>〇こころとからだの健康相談</u>
共済組合 	http://www.saga-kyosai.jp/fukushi/hoken.html
	※対象者は、組合員とその被扶養者です。
	※専門知識を持った有資格者と電話、面接(メンタルヘルスのみ)により健康・メンタル
At 1 12 -1 2 1 2 1 2 1	ヘルスに関する相談ができます。
熊本県市町村職員共	<u>〇健康・こころの相談ダイヤル</u>
済組合 	http://www.kumamoto-kyosai.jp/kokoro/index.html
	※病気の悩み、育児の不安、介護の心配及びメンタルヘルスに関するこころとからだの健
	康について何でも相談を受けることができます。
	※ユーザー名・パスワードがわからない場合は、各市町村役場等の共済組合担当者様又は # ** *** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **
十八月士町廿一二	共済組合保険課 (保険課直通 096-368-0903) までお問い合わせください。
大分県市町村職員共 済組合	<u>Oこころとからだのほっとライン</u> http://www.oita-kyosai.jp/fukushi/hotline.html
/月祖口	MELD-//www.orta-kyosar.jp/Tukushi/notTine.hum ※組合員・配偶者およびそのいずれかの被扶養者の方がご利用できます。
	※24 時間電話健康相談サービス 年中無休・通話料無料
	・経験豊かな医師、保健師、看護師などの専門スタッフが健康・医療・介護・育児・メン
	タルヘルスなどに関する相談に応じています。
	※メンタルヘルスカウンセリングサービス

1. 電話によるカウンセリング 通話料無料 (9:00~22:00(年中無休))

- 2. Web によるカウンセリング (24 時間・年中無休(返信は数日を要します。))
- 3. 面接によるカウンセリング
 - 受付時間

(電話) 月 \sim 金9:00 \sim 21:00、土曜日9:00 \sim 16:00(日曜・祝日・12/31 \sim 1/3 を除く) (Web) 24 時間・年中無休(受付後日程調整の連絡をします)

宮崎県市町村職員共 済組合

〇メンタルヘルスカウンセリング

http://www.miyazaki-kyosai.jp/kenko_soudan/index.html

- ※メンタルヘルスカウンセリング面接予約
 - 予約受付

月~土曜日午前10時~午後8時(日・祝、年末年始は休)

• 開室日時

月~土曜日 正午~午後8時(日・祝、年末年始は休) (各カウンセリングルームにより異なります。)

- ※電話メンタルヘルスカウンセリング
 - 受付時間

月~土曜日 午前10時~午後8時(日・祝、年末年始は休)

• 予約受付

月~土曜日 午前10時~午後6時(日・祝、年末年始は休)

鹿児島県市町村職員 共済組合

〇メンタルヘルス相談業務

http://www.kagoshima-kyosai.jp/fukushi/hoken.html

※産業カウンセラー及び臨床心理士等の専門家による、組合員及びその被扶養者の心の健 康相談及び保健指導。

※職場の労働衛生管理者等の職場としてのメンタルヘルス相談など、職員等の心の健康管理・啓発を目的とします。

Tel 099-801-2000 (木・日曜日定休)

- 注)長崎県市町村職員共済組合については、職員向けのメンタルヘルス等に係る相談窓口が設置されていないため、例えば、こころの健康相談統一ダイヤル*の活用を周知する方法等も考えられます。
 - ※ こころの健康相談統一ダイヤルについては、全国共通の電話番号(0570-064-556)を設定しており、当該番号に電話をかけると、電話をかけた所在地の公的な相談機関に接続されます。

詳細は、厚生労働省のこころの健康相談統一ダイヤルのHPを御覧ください。

安衛推協第54号 令和4年3月25日

地方公共団体の長 様 (安全衛生担当課扱)

> 一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会 理事長 渕上 俊則 (公 印 省 略)

令和4年度メンタルヘルス対策支援専門員派遣事業について

地方公務員安全衛生推進協会の業務運営につきましては、日ごろから格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、最近、地震や台風、大雨などの自然災害が頻発しておりますが、当協会では、 大規模災害や特殊災害により職員の惨事ストレスの発生が危惧される地方公共団体等 (以下「自治体」という。)に対し、メンタルヘルス対策支援を行うため、自治体からの 要請に基づき臨床心理士等の専門員を派遣する事業を平成27年度から実施しております。 令和4年度についても、引き続き下記のとおり実施することとしましたので、お知らせ いたします。

記

- 1 要請期間 令和5年1月31日(火)まで (専門員派遣は、令和5年2月下旬までを予定しております。)
- 2 対 象 大規模災害や特殊災害、新型コロナウイルス対応等により惨事ストレス の発生が危惧される地方公共団体等
- 3 費 用 講師派遣にかかる費用は無料、会場利用料等は自治体負担
- 4 要請方法 要請書をダウンロードし、自治体ごとに作成し、提出してください。 http://www.jalsha.or.jp/schd/schd07-3
- 5 留意事項 派遣希望日の1か月前までに要請書を提出(協会必着)してください。 専門員派遣については、派遣の必要性を審査のうえ決定しますので、 要請書提出の際は、惨事ストレスの発生が危惧される状況がわかる資料 (災害の概要等)を添付してください。
- 6 派遣実績 (令和3年度) 宮城県石巻市、広島県坂町、熊本県下球磨消防組合 (令和2年度) 広島県、宮城県丸森町、大分県日田市

[問い合わせ先]

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会 企画課 〒102-0083 千代田区麹町3丁目2番地 垣見麹町ビル

電話:03-3230-2021 FAX:03-3230-2266

地 基 メ 第 2 号 安 衛 推 協 6 9 号 令 和 4 年 4 月 1 日

各地方公共団体の長 と 各一部事務組合等の長

> 地 方 公 務 員 災 害 補 償 基 金 理事長 小池 裕昭 (公印省略)

> 一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会 理事長 渕上 俊則 (公印省略)

令和4年度メンタルヘルス対策の支援事業の実施について

メンタルヘルス対策は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)により事業者の 責務とされており、また、労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成26年法律第82号)により、新たにストレスチェックの実施等が事業者の義務とされ、民間企業と 同様、地方公共団体においても各任命権者において適切なメンタルヘルス対策の実施 が求められているところです。

さらに、地方公共団体のメンタルヘルス不調による休務者は、10年前の約1.5倍、15年前の約2.1倍となっており(*1)、また、総務省が昨年度実施した調査(*2)においても、近年、メンタルヘルス不調による休務者が増加傾向にあると受け止めている地方公共団体が78.2%となっているなど、地方公務員のメンタルヘルス不調者は近年増加傾向にあることから、これを抑制するために、各地方公共団体が地方公務員のメンタルヘルス対策に積極的に取り組むことが必要です。

メンタルヘルス対策を実施し職員の心の健康を保つことは、職員一人ひとりがその能力を十分発揮できるようになることに加え、公務災害の防止にもつながることから、本年度におきましても、職場のメンタルヘルス対策を担当する地方公共団体等の職員向けの相談窓口を設置する等により、地方公共団体等のメンタルヘルス対策を支援することとしました。

つきましては、別添のとおり、事業概要を送付しますので、積極的に活用いただけますようお願いします。

- *1 令和2年度地方公務員健康状況等の現況
 - (令和3年12月 一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会)
- *2 令和2年度地方公務員のメンタルヘルス対策に係るアンケート調査結果 (令和3年12月 総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室)

(別添1-1)

メンタルヘルス対策サポート推進事業

事業概要

職場のメンタルヘルス対策を担当する地方公共団体等の職員向けに、メンタルヘルス対策のための体制 づくりや計画の策定方法、ストレスチェックの実施や個別の事案への対応方法も含めたメンタルヘルス対策 全般にかかる相談窓口を設置し、専門の相談員(臨床心理士等)がアドバイスを行う。

また、相談内容等を踏まえ、必要な場合には相談員を地方公共団体等に派遣し、アドバイスを行う。

対象者

地方公共団体等の管理職員、人事・職員厚生担当者、衛生管理者等のメンタルヘルス対策担当職員

サポート

相談 (電話、メール)

※オンラインは

事前(に調整)

サポート

(電話、オンライン、

メールでアドバイス。

必要な場合、現地で

※相談事例をとりまとめ、 ホームページ等で情報発信

対応)

(メンタルヘルス対策の実施、契約などに関すること)

地方公務員災害補償基金 メンタルヘルス対策サポート推進室

地方公共団体等

- 対する対応
- -ストレスチェックの 実施方法
- ・ 職場のメンタルヘル



・電話、オンライン相談受付:原則週2日【月・木】 10:00~16:00(12:00~13:00を除く)

電話番号:03-5213-4310(専用ダイヤル)

- ※相談受付日は、協会ホームページに掲載
- ※オンライン相談は、Teams、Zoom等を使用
- ・メール相談受付:全日24時間

アドレス: menherusodan@ialsha.or.jp(専用アドレス)

・必要な場合、相談員を派遣

<窓口担当者>

・メンタルヘルス相談員



地方公務員安全衛生推進協会 (メンタルヘルス対策サポート窓口)

【相談事例】

- -メンタルヘルス不調 者等に対する個別 具体的な対応策
- ・ハラスメント事案に
- ス全般に関すること

(別添1-2) メンタルヘルス対策サポート推進事業の概要

1 窓口設置日 令和4年4月4日(月)

(1) 電話・オンライン相談受付

電話番号 : 03-5213-4310 (専用ダイヤル)

相談受付日:原則週2日(月・木曜日)

受付時間 :10:00~16:00 (12:00~13:00を除く)

※相談受付日は、別添1-3及び協会ホームページ

「http://www.jalsha.or.jp/schd/schd08」にてご確認ください。

※オンライン相談は、Microsoft Teams 、 Zoom 等 を使用します。

(2)メール相談受付

アドレス: menherusodan@jalsha.or.jp (専用アドレス)

相談受付日、受付時間:全日24時間

※原則、ご相談に対する回答は、電話・オンライン相談受付日となります。

(3) 相談員派遣

窓口による相談内容等を踏まえ、必要な場合には相談員を派遣します。

- 2 対 象 者 地方公共団体等の管理職員、人事・職員厚生担当者、衛生管理者 等のメンタルヘルス対策担当職員
- 3 費 用 無料
- 4 留意事項
- (1) 相談は、臨床心理士等の専門のメンタルヘルス相談員が対応します。
- (2) メールによる相談は、電話又はメール返信により、電話・オンライン相談受付 日に回答します。
- (3) 相談内容等を踏まえ、必要な場合には相談員を地方公共団体等に派遣します。
- (4) 相談内容とお答えした内容については、個人情報や個人・団体の特定に繋がるような情報を削除し、改編した上で、事例等として協会ホームページで公開させていただく場合があります。
- (5) なお、その他メンタルヘルス対策全般に関することについては、基金メンタル ヘルス対策サポート推進室にご相談ください。

[お問い合わせ先]

地方公務員災害補償基金 メンタルヘルス対策サポート推進室 = 102-0093 千代田区平河町 2-16-1 平河町森タワー 8 F

電話:03-5210-1342 FAX:03-6700-1764

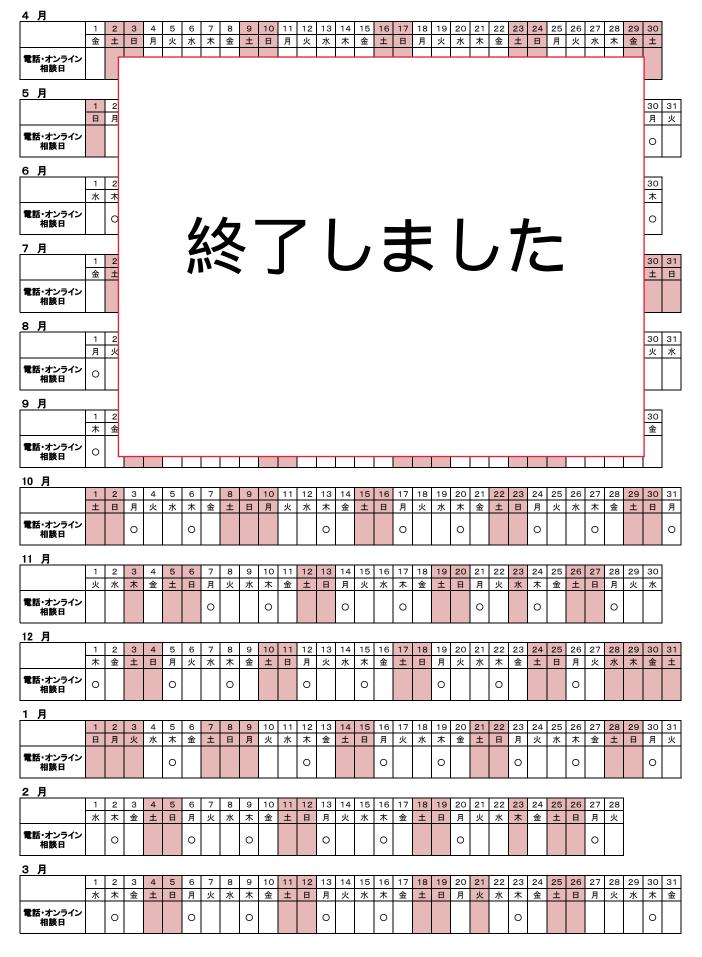
一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会 企画課 〒102-0083 千代田区麹町3-2 垣見麹町ビル3F

電話:03-3230-2021 FAX:03-3230-2266

(別添1-3)

※ 令和4年度 メンタルヘルス対策サポート推進事業に係る電話・オンライン相談実施予定日(令和4年4月1日現在)

- ※電話·オンライン相談は、カレンダーに「O」を記した日の10時~16時(12時~13時を除く)となります。
- ※メールによる相談は、専用アドレスにて全日24時間受け付けています。なお、回答は電話・オンライン相談日となります。
- ※相談内容を踏まえ、必要な場合には、相談員を現地へ派遣します。
- ※電話・オンライン相談日は、相談の状況等を踏まえて変更する場合があります。



(別添2) 令和4年度メンタルヘルスマネジメント実践研修会について

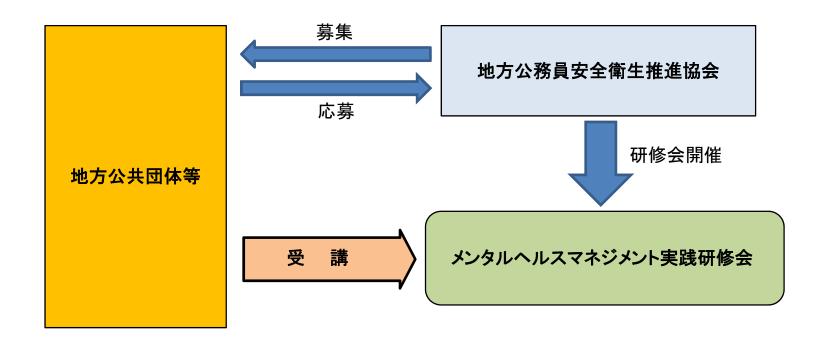
事業概要

職場のメンタルヘルス対策を推進する上での必要な体制づくりや計画立案の方法、具体的かつ実際的な事例研究、カウンセリングの実習などを交えた内容の研修会を開催する。

【東京】6月16日(木)~17日(金)開催 定員100名、【大阪】10月13日(木)~14日(金)開催 定員100名

対象者

地方公共団体等の管理監督者、人事管理担当者、衛生管理者等職員



※地方公共団体の安全衛生担当課等で、受講希望者をとりまとめのうえ、地方公務員安全衛生推進協会研修課あて申し込みください。 4月から募集開始し、申込締切は開催日の2週間前としておりますが、定員になり次第締め切りとなります。 申請書類等は、地方公務員安全衛生推進協会ホームページ(http://www.ialsha.or.ip/)からダウンロードできます。

(別添3) 令和4年度公務災害防止対策セミナー市町村研修支援について

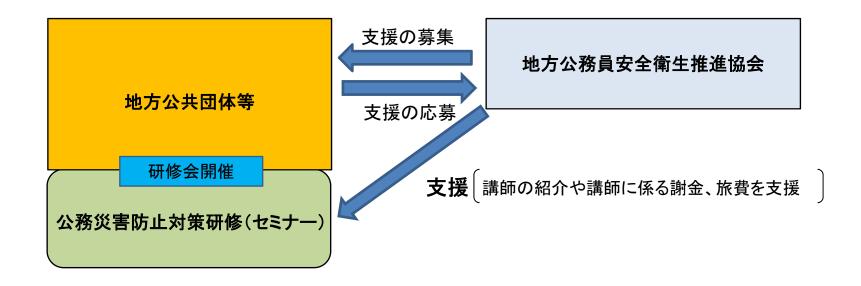
事業概要

市町村職員の公務災害の未然防止を目的として、地方公共団体等が実施する市町村職員対象の メンタルヘルス対策を含む公務災害防止対策研修等に対して、地方公務員安全衛生推進協会が 講師派遣等の支援を行う(全国で概ね50件程度採択予定)。

支援対象研修

受講者数が概ね50人以上の次の研修を支援対象とする。

- ・都道府県の管内市区町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)職員を対象として実施する公務災害防止 対策研修
- ・都道府県の市長会、町村会及び管内市区町村職員を対象として研修を実施する公共的団体が、当該 団体の構成市町村の職員を対象として実施する公務災害防止対策研修
- ・市区町村が、当該市区町村の職員を対象として実施する公務災害防止対策研修



※支援の募集は4月から受付を開始、6月から12月頃までに開催見込の研修をお申し込みください。 研修の受講者数は、概ね50人以上とし、支援希望団体が多数の場合は、地方公務員安全衛生推進協会の審査により決定します。 開催日、会場については、支援対象となった地方公共団体等において決定していただきます。 事業の詳細につきましては、地方公務員安全衛生推進協会研修課(03-3230-2021)までお問合せください。